

公益委員の見解

令和８年度鹿児島県最低賃金の改正審議において、平場での協議及び公労・公使間の個別協議を重ねてきたが、双方の提示額に隔たりがあり、これ以上の歩み寄りには期待できない状況に至った。

そこで、鹿児島県最低賃金専門部会において採決をするに当たり、公益委員の見解を、以下のとおり示すこととする。

- 1 中央最低賃金審議会の目安小委員会の公益委員見解では、「地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、『日本成長戦略』及び『経済財政運営と改革の基本方針2026』に配意し、最低賃金法第９条第２項の３要素を考慮した審議を行ってきた。」「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではないが、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、都道府県別に示される地域の経済・雇用の実態等をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。」とされているところであり、この公益委員見解の目安額に十分配意しつつ、これまで審議を進めてきた。
- 2 目安額については、中央最低賃金審議会の目安小委員会において、労働者の生計費については、消費者物価が引き続き上昇局面にある中、食料など生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価が継続して高いことに着目するが、その上昇率は昨年より鈍化していること、賃金については、昨年に引き続き高水準の賃上げとなっており、中小企業を含めた賃上げの流れが継続していること、また、売上高経常利益率等の賃金支払能力に関する項目が改善傾向にある一方、依然として賃上げ原資の確保が難しい企業も存在していること、さらには、地域間格差の是正を図ること等を特に考慮して検討されており、地方最低賃金審議会においてもその点について配意する必要があった。
- 3 最低賃金については、３要素を考慮し、三者構成原則を踏まえ審議を行うこととされており、鹿児島地方最低賃金審議会においては、一定の引上げを行う必要性については三者とも共通認識であるものの、その引上げにおいて重視すべき要素は、労使で意見が分かれた。
- 4 労働者側においては、最賃近傍で働く労働者は物価高で困窮しており、中賃同様に食料を主体とした労働者の生計費を重要視する必要があることや、これ以外にも、当県におけるハローワークの募集賃金と最賃の乖離の是正、連合が

算出したリビングウェイジ、最賃の地域間格差の是正等の見解が示されており、これらを考慮した。

- 5 一方、使用者側は、物価上昇や中東情勢の影響により増加したコスト、最低賃金を含む人件費の増加分を十分に価格転嫁できず、厳しい経営環境に置かれている中小企業・小規模事業者が多いことを踏まえる必要があり、3要素のうち「通常の事業の支払い能力」を重視すべきであることや、事業の持続的発展と雇用の維持・確保の観点から、他県の動向も勘案しつつ、鹿児島県の経済状況に見合う水準で決定すべきであるとの主張があり、これらを考慮した。

- 6 公益委員としては、法定3要素を次のとおり考慮した。

(1) 生計費

総務省「家計調査」第3表によると、年間収入五分位階級1(～2,350,000円)におけるエンゲル係数は30.2%であり、同階級3(3,650,000～5,330,000円)では28.8%、同階級5(7,910,000円～)では26.8%となっており、収入が少ないほどエンゲル係数が高くなり、30%以上は食費が家計を圧迫する状況となっていることから重要視すべき指数であると考えた。

鹿児島の食料の物価上昇率は3.9%と前年度から比べると全国同様に伸び率は鈍化しているが、鹿児島労働局独自で推計した「頻繁に購入するもの」は、令和7年10月～令和8年5月の平均伸び率が4.3%となっており、数値の作成方法が異なることから単純比較はできないが、総務省「消費者物価指数」における「頻繁に購入」する品目の同じ期間の平均伸び率が1.0%であったことと比較すると、鹿児島県内の最低賃金に近い賃金水準で働く労働者の家計への影響は、他県と比較して、より厳しい状況にあると考えられる。

さらに、全国でも有数の離島県であるという本県の特殊性を考慮すると、県内各地域の物価動向も確認する必要があると考えた。鹿児島県が作成した「地域別物価上昇」(令和8年1月)によれば、うるち米については、県内いずれの地区でも対前年同月比10%以上の上昇率となっており、なかでも離島地域である熊毛地区においては26.19%と大幅な上昇が見られた。

(2) 賃金

連合鹿児島の春季賃上げ妥結状況は4.47%と、引き続き高い水準の賃上げ結果となった。また、毎月勤労統計調査地方調査によれば、鹿児島県における従業員規模30人以上の事業所における一般労働者の所定内給与の伸び率は、令和7年7月から令和8年6月までの平均で4.23%となっており、同じ期間のパートタイム労働者の所定内給与の上昇率は4.88%であるなど、全国平均と比較しても高い水準の伸び率となった。

(3) 通常の事業の支払い能力

企業において賃金支払能力等も勘案した賃金決定の結果であると解釈される30人未満の企業の賃金改定状況調査結果の第4表①②において、鹿児島が含まれるCランクを見ると、対前年比3.4%の伸びと、全国平均の3.0%と比較しても高い伸びとなっているほか、昨年(3.0%)と比較しても高い伸びとなった。

また、「県内景況(令和8年7月31日)」「(株式会社鹿児島銀行、株式会社九州経済研究所)では、最近の県内景況について、業種・業態により景況にばらつきがあるものの、全体として改善傾向がみられるとされている。さらに「鹿児島県内経済情勢報告(令和8年8月)」「(財務省九州財務局鹿児島財務事務所)によれば、令和7年度の県内企業の経常利益は対前年度比プラスとなっている。

さらに、雇用情勢については、県内ハローワークのデータで求人が求職を上回る状況が続いているほか、「県内企業・業況調査結果」(株式会社鹿児島銀行、株式会社九州経済研究所)における雇用人員DI(過剰―不足)は令和8年1～3月期で▲49、同年4～6月期で▲44となっており、企業の人手不足感が強い状況にある。

- 7 地域間格差については、「日本成長戦略」(令和8年7月21日閣議決定)等において、「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされており、中央最低賃金審議会の公益委員見解においても考慮されている。

鹿児島県においては、6(3)に記載したように、企業の人手不足感が依然として強いことから、労働力の確保・定着を図る観点に加え、若年労働者等の県外流出の抑制及び地域間格差の是正の観点からも、最低賃金水準の引上げが必要である。

- 8 これらの状況を総合的に勘案し、公益委員としては、中央最低賃金審議会で示された目安額や公益委員見解を参酌し、最低賃金に近い賃金水準で働く労働者については、近年の物価上昇の影響をより強く受けていること、賃上げの傾向が続いていること、県内企業の賃金支払能力が総じて改善傾向にあること、また深刻な人手不足や地域間格差の是正の必要性が認められることを踏まえ、県内労働者、特に最低賃金近傍労働者の生活の安定と向上を図るとともに、労働力の確保・定着及び地域経済の好循環につなげる観点や、最低賃金引上げが労使双方に与える影響が大きいがゆえに予見可能性も担保すべく鹿児島県の実情を考慮しつつ安定的で長期的かつ持続可能性のある上げ方が望ましいとの観点から、現行時間額1,026円を64円引き上げ、1,090円とすることが適当であると判断した。

- 9 近年の大幅な最低賃金の引き上げに対し、政府方針としても最低賃金の大幅な引き上げが示されていることも踏まえ、中小企業・小規模事業者への激変緩和措置、税制優遇措置及び被扶養者の限度額問題等、税・社会保障も含む省庁

の垣根を超えた一体的な支援策の再構築をすることを政府等に強く求める。

- 10 また、最低賃金法第１条は国民経済の発展に寄与することも目的としていることから、労働者の生活の安定のみならず、使用者が事業を適切に行えていることも重要であり、近年の目安額の大幅な引き上げによる倒産や雇用調整などを含めた中長期的な地方経済への影響について、特に目安額を大きく上回る引き上げを行った県を中心に把握・分析することが必要不可欠であると考えられることから政府等において中長期的な実態調査・分析を行うことも併せて求める。